



山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外 (15)

目 次

規 則

山形県公有財産規則の一部を改正する規則.....	(管 財 課) ... 1
山形県財務規則の一部を改正する規則.....	(出 納 局) ... 2
山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則.....	(同) ... 7

訓 令

山形県公印規程の一部を改正する訓令.....	(文 書 課) ... 8
山形県文書管理規程の一部を改正する訓令.....	(同) ... 10
昭和40年3月県訓令第19号(山形県財務規則の規定により物品調書を作成する物品の指定) の一部を改正する訓令.....	(出 納 局) ... 13

合 同 訓 令

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....	同
------------------------------	---

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....	(財 政 課) ... 14
昭和47年3月県告示第426号(県が交付する身分証明書その他これに類するもので写真の ちよう付してあるものに押す山形県証印(浮出しプレス型)及び管理者)の一部改正...	(文 書 課) ... 同
平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の 一部改正.....	(同) ... 同
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課) ... 15
同	(同) ... 16

規 則

山形県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第38号

山形県公有財産規則の一部を改正する規則

山形県公有財産規則(昭和49年4月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「山形県部設置条例」を「山形県部等設置条例」に、「部の長及び」を「部の長、」に、「出納局長」を「子ども政策監及び出納局長」に改める。

第48条第1項中「部局長」を「部局長又は公所長」に改める。

第50条第2項中「部局長」を「部局長又は公所長」に、「総務部長」を「部局長にあつては総務部長に、公所長にあつては所管部局長」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所管部局長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を確認し、その内容が適当で

あると認めるときは、総務部長に報告するとともに、借受財産台帳を整備しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「各部の課長(総務部の人事課及び行政経営改革課)を「各部(知事直轄の組織を含む。以下同じ。)の課長(知事直轄の組織子ども政策室にあつては子育て支援課長、総務部の秘書広報課、人事課、行政改革課及び文書課)に、「政策推進部の政策企画課」を「総務部総合政策室の政策企画課、地域政策課」に、「県民文化課、学術振興課及び女性青少年政策室にあつては県民文化課長」を「文化振興課及び学術振興課にあつては文化振興課長」に、「環境企画課長」を「環境企画課長、健康福祉部の健康福祉企画課及び地域福祉課にあつては健康福祉企画課長」に、「農政企画課及び」を「農政企画課、新農業推進課及び」に、「及びエコ農業推進課」を「、エコ農業推進課及び畜産課」に改め、同項第3号中「文化遺産課」を「文化財保護推進課」に改める。

第6条第1項中「総務部の人事課及び行政経営改革課」を「知事直轄の組織子ども政策室にあつては子育て支援課の課長補佐、総務部の秘書広報課、人事課、行政改革課及び文書課」に、「政策推進部の政策企画課」を「総務部総合政策室の政策企画課、地域政策課」に、「県民文化課、学術振興課及び女性青少年政策室にあつては県民文化課」を「文化振興課及び学術振興課にあつては文化振興課」に、「環境企画課の課長補佐」を「環境企画課の課長補佐、健康福祉部の健康福祉企画課及び地域福祉課にあつては健康福祉企画課の課長補佐」に、「農政企画課及び」を「農政企画課、新農業推進課及び」に、「及びエコ農業推進課」を「、エコ農業推進課及び畜産課」に改め、同条第2項中「各部長」を「各部長(子ども政策監を含む。)」に改める。

第8条第3項第2号中「文化遺産課」を「文化財保護推進課」に改める。

第14条第1項中「議会、」を削る。

第52条第2項第2号中「、農業総合研究センターの試験場及び農業総合研究センターの試験場の支場」を「及び農業総合研究センターの試験場」に改める。

第125条第1項中「又は公所長」を削り、「第6項」を「第5項」に、「第7項」を「第6項」に、「第5項第1号」を「第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第6項」を「第5項」に、「第7項」を「第6項」に、「第5項第2号」を「第4項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第6項」を「第5項」に、「第7項」を「第6項」に、「第5項第3号」を「第4項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「様式第100号」を「様式第104号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項第1号」を「第4項第1号」に、「第5項第2号」を「第4項第2号」に改め、同項を同条第6項とする。

第126条中「第6項」を「第5項」に改め、「又は同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出を省略させた者」を削る。

第172条を次のように改める。

(管理状況の通知)

第172条 物品管理者は、別に定める物品について、毎会計年度末現在における状況を、翌年度5月15日までに会計管理者及び総務部長に通知しなければならない。

第186条第2項第2号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第128条」を「第299条」に改める。

第192条第4項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「総務部の人事課及び行政経営改革課」を「知事直轄の組織子ども政策室にあつては子育て支援課、総務部の秘書広報課、人事課、行政改革課及び文書課」に、「政策推進部の政策企画課」を「総務部総合政策室の政策企画課、地域政策課」に、「県民文化課、学術振興課及び女性青少年政策室にあつては県民文化課」を「文化振興課及び学術振興課にあつては文化振興課」に、「商工労働観光部」を「健康福祉部の健康福祉企画課及び地域福祉課にあつては健康福祉企画課、商工労働観光部」に、「農政企画課及び」を「農政企画課、新農業推進課及び」に、「及びエコ農業推進課」を「、エコ農業推進課及び畜産課」に、「文化遺産課」を「文

化財保護推進課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「政策推進部情報企画課」を「総務部総合政策室情報企画課」に、「調査官（指導・監査担当）」を「上席の課長補佐（指導・監査担当）」に、「課長補佐（総括担当）」を「調査官（総括担当）」に、「指導取締係長（放置違反金担当）」を「課長補佐（指導取締担当）」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「政策推進部情報企画課」を「総務部総合政策室情報企画課」に、「課長補佐（指導・監査担当）」を「次席の課長補佐（指導・監査担当）」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「政策推進部情報企画課」を「総務部総合政策室情報企画課」に改め、同欄第1号の2中「総務部総務課」を「総務部人事課」に改め、同欄第2号中「総務部総務課に係る」を「総務部文書課に係る」に、「（総務部総務課」を「（総務部人事課」に改め、同欄第3号の2中「政策推進部政策企画課」を「総務部総合政策室政策企画課」に改め、同欄第4号中「政策推進部情報企画課給与システム主査」を「総務部総合政策室情報企画課給与システム主査」

「自動車税事務所

消費生活センター

「福祉相談センター

県民会館

を 自動車税事務所 に、「農業総合

衛生研究所

衛生研究所

保健医療大学

福祉相談センター」

に改め、同表第3項出納員に委任する事項の欄第2号中

「米沢女子短期大学

研究センター農業生産技術試験場」を「農業総合研究センター園芸試験場」に、

工業技術センター置賜試験場」

「庄内児童相談所

を「工業技術センター置賜試験場」に、

「消防学校

庄内児童相談所鶴岡乳児院」

を 鶴岡乳児院 に、「農業総合研究

消防学校

センター農業生産技術試験場庄内支場」を「農業総合研究センター水田農業試験場」に、「農業総合研究センター

畜産試験場養豚支場」を「農業総合研究センター養豚試験場」に、

「庄内教育事務所

を「庄内教育事務所」に改

海浜青年の家」

め、同表第4項代決する出納員として指定する職の欄中「課長補佐（」を「課長補佐（西村山総務課及び北村山総務課にあつては総務専門員、」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「保健福祉環境部福祉企画課」を「保健福祉環境部福祉企画課（村山総合支庁に限る。）」に、「保健福祉環境部福祉課（置賜総合支庁を除く。）」を

「保健福祉環境部検査課

「保健福祉環境部福祉課（最上総合支庁に限る。）」に、

保健福祉環境部生活衛生課

を

保健福祉環境部地域保健予防課」

「保健福祉環境部検査課（最上総合支庁を除く。）

保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁を除く。）

「建設部都市計画課

保健福祉環境部地域保健予防課（庄内総合支庁を除く。）

に、

建設部道路課

を

建設部道路計画課」

保健福祉環境部地域保健福祉課（庄内総合支庁に限る。）」

「建設部都市計画課（村山総合支庁に限る。）

建設部道路課（村山総合支庁に限る。）

に改め、同表第6項代決する出納員として指定する職の欄中

建設部道路計画課（村山総合支庁を除く。）」

「

管理主査

を

管理専門員

に、

「主事」を「主査」に改め、同項出納員に委任する事項の欄中「自動車

税、自動車取得税」を「自動車取得税、自動車税」に改め、同表第7項中

職員育成センター	総務専門員	総務課長
消費生活センター	次長	総務主査
消防学校	庶務係長	主事
県民会館	総務課長	総務主査
米沢女子短期大学	総務課長	総務専門員
環境科学研究センター	総務課長	総務主査
衛生研究所	総務課長	主査
保健医療大学	総務係長	主事(総務係)
福祉相談センター	総務企画課長	企画専門員
庄内児童相談所	庶務係長	次長
鶴岡乳児院	庶務係長	副院長
朝日学園	庶務係長	指導主幹

を

福祉相談センター	総務企画課長	企画専門員
庄内児童相談所	庶務係長	次長
鶴岡乳児院	庶務係長	副院長
朝日学園	庶務係長	副園長
職員育成センター	総務専門員	総務課長
消費生活センター	庶務係長	上席の主査(庶務係)
消防学校	総務課長	主査
環境科学研究センター	総務課長	総務主査
衛生研究所	総務課長	主査

に、

「農業総合研究センター農業生産技術試験場 農業総合研究センター園芸試験場」を「農業総合研究センター園芸試験場 農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場」に、
 「農業総合研究センター畜産試験場養豚支場」を「農業総合研究センター養豚試験場」に、

海浜青年の家	庶務係長	主査	を	体育館	総務係長	主査	に、
体育館	総務係長	主査					

博物館	総務主査	を	博物館	総務専門員	に、
-----	------	---	-----	-------	----

金峰少年自然の家	庶務係長	上席の主事 (庶務係)	を	金峰少年自然の家	庶務係長(右欄 (1)口及びへに 係る事項のうち、 分館の歳計現金に 係る事項については、 分館長)	上席の主事 (庶務係)	に、
----------	------	----------------	---	----------	---	----------------	----

寒河江工業高等学校	主査	上席の主事	を	寒河江工業高等学校	総務主査	主査	に、
-----------	----	-------	---	-----------	------	----	----

米沢工業高等学校	事務部次長	主査	を	米沢工業高等学校	事務部次長	総務主査	に、
----------	-------	----	---	----------	-------	------	----

長井高等学校	副主任	主事	を	長井高等学校	上席の主事	次席の主事	に、
長井工業高等学校	事務次長	上席の主事		長井工業高等学校	事務次長	主査	

「	鶴岡北高等学校	副主任	を	「	鶴岡北高等学校	主査	」	に、		
「	酒田工業高等学校	上席の主事	次席の主事	を	「	酒田工業高等学校	主査	上席の主事	」	に、
「	山形養護学校	事務次長	主査	を	「	山形養護学校	事務次長	上席の主事	」	に、
「	新庄養護学校	事務次長	上席の主事	を	「	新庄養護学校	事務次長	主査	」	に、
「	南陽警察署	会計課長	会計係長	を	「	南陽警察署	会計課長	専門員 (会計課)	」	に改め、

同項出納員に委任する事項の欄第1号口中「及び奨学寄附金を原資として交付された現金(米沢女子短期大学及び保健医療大学に限る。)」を削り、同表第8項代決する出納員として指定する職の欄中「行政専門員」を「行政主査」に改める。

別記中「様式第100号 競争入札参加資格審査申請書 競争入札参加資格者名簿」を「様式第100号 競争入札参加資格審査申請書」に、「様式第104号 削除」を「様式第104号 競争入札参加資格者名簿」に、「様式第125号 物品調書」を「様式第125号 削除」に改める。

訓 令

山形県訓令第13号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程(昭和35年4月県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部総務課長」を「総務部文書課長」に、「総務課長」を「文書課長」に改め、同条第4項中「総務課長」を「文書課長」に改める。

第4条及び第5条中「総務課長」を「文書課長」に改める。

第8条第1項中「(女性青少年政策室長を含む。)」を削り、「総務課長」を「文書課長」に改め、同条第7項及び第8項中「総務課長」を「文書課長」に改める。

第9条及び第10条中「総務課長」を「文書課長」に改める。

別記様式第2号、別記様式第4号及び別記様式第5号中「総務部総務課長」を「総務部文書課長」に改める。

別表1(1)庁印の項中 「総務部総務課長」 を 「総務部文書課長」 に、

山形県立米沢女子短期大学印	方60	卒業証書用	米沢女子短期大学事務局長
山形県立各大学印	方30	辞令用	各大学事務局長

を

削除			
削除			

に改め、同表(1)庁印の項

中12の2の項を削り、12の3の項を12の2の項とし、12の4の項を12の3の項とし、同表(1)庁印の項14の項中

山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場印	を	山形県農業総合研究センター養豚試験場印	に、	農業総合研究センター畜産試験場養豚支場長	を
-------------------------	---	---------------------	----	----------------------	---

農業総合研究センター養豚試験場長	に改め、同表(2)職印の項中	総務部総務課長	を	総務部文書課長	に、
------------------	----------------	---------	---	---------	----

「総務部総務課長が」を「総務部文書課長が」に、「健康福祉部健康福祉企画課長」を「健康福祉部地域福祉課長」に改

め、同表(2)職印の項11の項中 「政策推進部情報企画課長」 を 「総務部総合政策室情報企画課長」 に改

め、同表(2)職印の項中

削除			
山形県各部長印	方24	公文書用	各部主管課長（総務部にあつては、総務課長）
山形県出納局長印	方24	"	出納局総務課長
山形県各課長印	方21	"	各部（局）各課長
山形県各室長印	方21	"	各部（局）各室長
山形県各事務局長印	方21	公文書用	各部（局）各事務局長

を

山形県各部長印	方24	公文書用	各部主管課長（総務部にあつては、文書課長）
山形県出納局長印	方24	"	出納局総務課長
山形県子ども政策監印	方24	"	子ども政策室子育て支援課長
山形県危機管理監印	方24	"	総務部危機管理室生活安全調整課長
山形県各課長印	方21	"	各部（知事直轄の組織及び出納局を含む。以下同じ。）各課長
山形県各室長印	方21	"	各部各室長

に改め、同表(2)職印の項中52

の項及び52の2の項を削り、52の3の項を52の項とし、52の4の項を52の2の項とし、52の5の項を52の3の項とし、53の2の項を削り、53の3の項を53の2の項とし、53の4の項を53の3の項とし、同表(2)職印の項55の3の項中「（局）」を削る。

別表 2 (1) 庁印の項中

短期大学印	米沢女子立	山形県立	山形県立	山形県立	立何大	を
-------	-------	------	------	------	-----	---

9	10	12の2	12の3	12の4
削除	削除	山形県立保健医療大学印	山形県立産業技術短期大学校印	山形県立産業技術短期大学校庄内校印

12の2	12の3	14	14
山形県立産業技術短期大学校印	山形県立産業技術短期大学校庄内校印	山形県立畜産試験場養豚支場印	山形県畜産試験場印

に改め、同表(2)職

「 39 40 41 42 43

印の項中 削 除

山形県 何々 部長印	山形県 出納局 長印	山形県 何々 課長印	山形県 何々 室長印
------------------	------------------	------------------	------------------

44 「 39 40 41 42

を

山形県 何々 事務局長印	山形県 何々 部長印	山形県 出納局 長印	山形県 子ども 政策監印	山形県 危機管 理監印
--------------------	------------------	------------------	--------------------	-------------------

43 44 「 52 52の2・53の2 52の3・53の3

山形県 何々 課長印	山形県 何々 室長印	に、 大沢山 学女子県 長短期立 印期米	山形県立 保健医療 大学長印	山形県立 産業技術 短期大学 校長印
------------------	------------------	----------------------------------	----------------------	-----------------------------

52の4・53の4 52の5 「 52・53の2 52の2・53の3 52の3

山形県立産 業技術短期 大学校庄内 校長印	校農山 長業形 印学立	を 山形県立 産業技術 短期大学 校長印	山形県立産 業技術短期 大学校庄内 校長印	校農山 長業形 印学立	に改め
--------------------------------	-------------------	----------------------------------	--------------------------------	-------------------	-----

る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「総務部総務課長」を「総務部文書課長」に改める。

第8条第1項中「(女性青少年政策室を含む。以下同じ。)」及び「及びその支場」を削り、同条第2項中「(女性青少年政策室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第11条中「総務部総務課」を「総務部文書課」に改める。

第26条中「部()」を「部(知事直轄の組織及び)」に改める。

第48条中「総務部総務課」を「総務部文書課」に改める。

別表第1号1本庁の項の表中

「

総務課	総	を
-----	---	---

」

知事直轄の組織	子育て支援課 子ども家庭課 女性青少年課	子育 子家 女青	に、「行政経営改革課」を「行政改革課」に、
	秘書広報課	秘広	
	管財課 税政課	管財 税	を
	文書課 管財課 税政課 市町村支援課	文 管財 税 市町村	に、
	総合防災課	総防	
政策推進部	政策企画課 市町村支援課 情報企画課 統計企画課	政企 市町村 情企 統企	を
	県民文化課	県文	
	総合防災課	総防	
政策推進室	政策企画課 地域政策課 情報企画課 統計企画課	政企 地政 情企 統企	に、
	文化振興課	文振	
	女性青少年政策室	女青	
	健康福祉企画課 長寿社会課 児童家庭課	健企 長 児	を
	健康福祉企画課 地域福祉課 長寿社会課	健企 地福 長	に、
	農政企画課	農政	を

農政企画課 新農業推進課	農政 新農	に、
工コ農業推進課	工コ農	を
工コ農業推進課 畜産課	工コ農 畜産	に改め、同別表2出先機関の項の表中
山形県職員育成センター	職育	を
山形県福祉相談センター 山形県中央児童相談所 山形県庄内児童相談所 山形県立鶴岡乳児院 山形県立朝日学園 山形県婦人相談所 山形県婦人保護施設金谷寮 山形県職員育成センター	福相 中児 庄児 乳 朝学 婦相 婦保 職育	に、
山形県消防学校 山形県県民会館 山形県立米沢女子短期大学	消学 民館 短	を
山形県消防学校	消学	に、
山形県衛生研究所 山形県立保健医療大学 山形県福祉相談センター 山形県中央児童相談所 山形県庄内児童相談所 山形県立鶴岡乳児院 山形県立朝日学園 山形県婦人相談所 山形県婦人保護施設金谷寮	衛所 保大 福相 中児 庄児 乳 朝学 婦相 婦保	を
山形県衛生研究所	衛研	に、
山形県農業総合研究センター農業生産 技術試験場 山形県農業総合研究センター農業生産 技術試験場庄内支場	農研生 農研庄	を

「山形県農業総合研究センター園芸試験場」	農研園	に、「山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚
山形県農業総合研究センター水田農業試験場」	農研水	

支場」を「山形県農業総合研究センター養豚試験場」に、

「地域保健予防課 福祉課」	庄総保予 庄総福	を
------------------	-------------	---

「地域保健福祉課」	庄総保福	に改める。
-----------	------	-------

別記様式第10号及び別記様式第11号中「総務部総務課長」を「総務部文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第15号

庁 中
公 所

昭和40年3月県訓令第19号(山形県財務規則の規定により物品調書を作成する物品の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「、物品調書を作成する」を「通知しなければならない」に改める。

合 同 訓 令

山形県訓令第16号

山形県議会訓令第1号

山形県選挙管理委員会訓令第1号

山形県人事委員会訓令第1号

山形県監査委員訓令第1号

山形県労働委員会訓令第1号

山形海区漁業調整委員会訓令第1号

山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	佐 貝 全 建
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠 勝
山形県人事委員会委員長	小 野 勝 夫
山形県代表監査委員	小 山 壽 夫
山形県労働委員会会長	濱 田 宗 一
山形海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	伊 藤 健 雄

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程

- 県訓令第13号
- 県議会訓令第1号
- 県選挙管理委員会訓令第18号
- 県人事委員会訓令第1号
- 昭和49年4月県監査委員訓令第2号
- 県地方労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正す

る。

第17条第1項第2号中「職員育成センター」を「福祉相談センター、職員育成センター」に改め、「県民会館」及び「保健医療大学、福祉相談センター」を削る。

別表第1庄内総合支庁の項中「保健福祉環境部の福祉課及び環境課」を「保健福祉環境部環境課」に、「地域保健予防課」を「地域保健福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第341号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3条第2号中「浜松市」の下に「岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

山形県告示第342号

昭和47年3月県告示第426号(県が交付する身分証明書その他これに類するもので写真のちよう付してあるものに押す山形県証印(浮出しプレス型)及び管理者)の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

管理者の項中「総務部総務課長」を「総務部文書課長」に、「各保健所長(庄内保健所を除く。)」を「村山保健所長 置賜保健所長」に改める。

山形県告示第343号

平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

職員選考試験	総合得点及び順位(一次試験に係るものによっては、一次試験の不合格者に係るものに限る。)	合格発表の日から1月間	総務部人事課
技能労務職員選考試験	総合得点及び順位	同	同

を

山形県立米沢女子短期大学一般入学者選考試験	同	同	山形県立米沢女子短期大学
山形県立米沢女子短期大学推薦入学者選考試験	評価結果	同	同

保育士試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	子ども政策室子ども家庭課
職員選考試験	総合得点及び順位(一次試験に係るものにあつては、一次試験の不合格者に係るものに限る。)	同	総務部人事課
技能労務職員選考試験	総合得点及び順位	同	同

山形県立保健医療大学一般入学選考試験	総合得点、大学入試センター試験の科目別得点、個別学力検査等の科目別得点及び順位	文部科学大臣が定める大学入学者選抜実施要項に定める入学者選抜試験期日終了の翌日から1月間	山形県立保健医療大学
山形県立保健医療大学推薦入学選考試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月間	同
山形県立保健医療大学編入学選考試験	同	同	同
山形県立保健医療大学大学院入学選考試験	同	同	同
介護支援専門員実務研修受講試験	分野別正解数	同	健康福祉部長寿社会課
保育士試験	科目別得点	同	健康福祉部児童家庭課

介護支援専門員実務研修受講試験	分野別正解数	同	健康福祉部長寿社会課
-----------------	--------	---	------------

「准看護師試験」を「准看護師試験」に、「薬種商販売業能力判定試験」を「山形県登録販売者試験」に、
 「農林水産部エコ農業推進課」を「農林水産部畜産課」に改める。

山形県告示第344号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市相生町677番4から 同 679番1まで		旧	120.0メートル ↓ 25.0	メートル 26
同	上	新	69.0メートル ↓ 25.0	同上

山形県告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年4月1日から同月14日まで縦覧に供する。
平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童高原山口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字山口字熊取山4271番1から 同 大字田麦野字水除4番1まで		旧	51.2メートル ↓ 20.2	メートル 77
天童市大字山口字熊取下3699番3から 同 大字田麦野字水除4番1まで		新	38.2メートル ↓ 20.2	同上